

# 森林資源を生かした産業を再生し、森林を蘇らせる活動をサポート！

秩父市、横瀬町、皆野町、長瀞町、小鹿野町の1市4町と、国、県および林業関係者で設立した「秩父地域森林林業活性化協議会」では、秩父産木材の利用促進や普及啓発、人材育成・雇用に関する事業、さらには森林・林業に関連するイベントへの支援を行います。

②活動内容や技術等に関する情報を広く公開すること

**応募方法** 申請書を5月15日(月)～6月30日(金)に、市役所森づくり課に提出してください。申請書の様式は、森づくり課にあります。(HP)

**対象事業** 左表のとおり  
**対象者** 森林組合、林業事業体、木材関係者、特定非営利活動法人、住民の組織する団体等

①補助金の交付終了後、複数年に

**必要となる要件**

交付対象事業区分	補助の目的	補助対象経費	①補助率 ②補助金限度額
(1)公共施設や民間住宅等での木材利用の推進	秩父産木材の利用促進および普及啓発を図る。	秩父産材の年間使用量材積5m <sup>3</sup> 以上または施工面積50m <sup>2</sup> 以上(ただし、過去にこの補助を受けた場合はその実績を上回ること) ※秩父産材であることの証明書類が必要	①定額 ②1事業者につき 200千円
【こんな事業にオススメ】 ・秩父産材を使った住宅の新築・リフォーム等をしたい! ・ショールームを秩父産材で木質化してもっと秩父産木材をPRしたい!			
(2)新たな森林産業への支援	秩父圏域の豊富な森林資源を活用し、特産品化を進め、新たな森林産業の育成を図る。	謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料および賃借料	①10/10(補助対象経費200千円以下の部分) 1/2(補助対象経費200千円を超える部分) ②1事業につき 1,000千円
【こんな事業にオススメ】 ・秩父産材による家具、木工品等の開発をしたい! ・秩父特有の森林資源を活かした特産品の開発をしたい!			
(3)森林・林業分野における人材育成・雇用への支援	新規就労者や担い手の確保、育成および従業者の技能向上を図る。	賃金(新規就労者分に限る)、謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料および賃借料、研修費、教材費	①10/10(補助対象経費200千円以下の部分) 2/3(補助対象経費200千円を超える部分) ②1事業につき 1,000千円
【こんな事業にオススメ】 ・従業員に資格(森林管理士、林業技士、樹木医、森林インストラクター、住宅建築コーディネーター、狩猟免許等)を取得させて人材育成につなげたい! ・雇用を増やすため、就職セミナーに出展したい! ・小、中学校で未来の担い手を育てる出前講義を実施したい!			
(4)森林・林業に連するイベントへの支援	秩父圏域における森林・林業の活性化やPRを図る。	謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料および賃借料	①定額 ②1事業につき 100千円
【こんな事業にオススメ】 ・都内で、秩父の森や木をPRするイベントを開催したい! ・秩父でチーンソーの技術大会を開催して林業を盛り上げたい!			

## 森林の管理には届け出が必要な場合があります

森林を所有することになった方、所有されている方は、次の場合に届け出が必要となります。これは、適正な森林施業を確保し、森林資源の状況を把握するために設けられている制度です。



### 立木を伐採するとき・土地の形質の変更（林地開発）をするとき

**届出対象者** 森林所有者等（自己の森林であっても届け出は必要です）

※伐採する（権原を有する）者と伐採後の造林をする（権原を有する）者が異なる場合は連名での届け出となります。

**届出期間** 伐採を開始する日の30～90日前

**届出事項** 森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採樹種、林齢、伐採期間、伐採後の造林方法等

**届出書の提出先** 森づくり課または吉田・大滝・荒川総合支所地域振興課

※なお、森林で1ヘクタールを超える土地の形質の変更（林地開発）をする場合、保安林内で立木の伐採や土地の形質の変更等をしようとする場合は、県の許可等が必要となりますので、埼玉県秩父農林振興センター林業部（☎25-1312）へお問い合わせください。

問森づくり課 ☎22-2369

### 森林の土地の所有者となったとき

**届出対象者** 個人・法人を問わず、売買や相続等により森林の土地を新たに取得した方

**届出期間** 森林の土地の所有者となった日から90日以内

**届出事項** 届出者、前所有者の住所氏名、所有者となった年月日、所有権移転の原因、土地の所在場所・面積・用途等

※添付書類として、登記事項証明書または土地売買契約書の写し、土地の位置を示す図面が必要です。

**届出書の提出先** 取得した土地のある市町村に届け出をする必要があります。秩父市内の土地を取得した場合は、森づくり課または吉田・大滝・荒川総合支所地域振興課へ提出してください。

詳しくは森づくり課までお問い合わせください。

※水源地域に指定されている土地の売買等をする場合には、30日前までに、県への届出が必要となりますので、埼玉県秩父農林振興センター林業部（☎25-1312）へお問い合わせください。水源地域の区域は、県のHPで確認できます。